

第 1 回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成 2 6 年 2 月 1 9 日

西知多医療厚生組合議会

平成26年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	6
伊藤正治議員	6
1 西知多総合病院について	
夏目豊議員	9
1 新病院の救急医療について	
2 災害に強い病院づくりについて	
渡邊眞弓議員	15
1 新病院の院内保育、病児保育、病後児保育について	
島崎昭三議員	18
1 両市民病院退院後の動静について	
2 地域医療の課題について	
3 知多市民病院長の退職について	
西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について	25
西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について	27
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	28
西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計設置に関する条例の制定に ついて	30
平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	31
平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算	33
平成26年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算	39
平成26年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算	43
平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	47

平成26年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成26年2月19日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番	田中雅章	8番	伊藤正治
2番	川崎一	9番	渡邊眞弓
3番	足立光則	10番	大村聡
4番	石丸喜久雄	11番	夏目豊
5番	佐野義一	12番	小坂昇
6番	笹本洋	13番	島崎昭三
7番	蟹江孝信	14番	江端菊和

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成26年2月19日 午前9時30分

閉会 平成26年2月19日 午後1時24分

第1日 (2月19日)

1 出席議員(14人)

1番	田中雅章	8番	伊藤正治
2番	川崎一	9番	渡邊眞弓
3番	足立光則	10番	大村聡
4番	石丸喜久雄	11番	夏目豊
5番	佐野義一	12番	小坂昇
6番	笹本洋	13番	島崎昭三
7番	蟹江孝信	14番	江端菊和

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	鈴木淳雄	副管理者	宮島壽男
副管理者	近藤福一	副管理者	渡辺正敏
[総務部]			

総務部長	下村一夫	総務部次長兼 病院事業部次長	伊藤弘和
総務課長兼 衛生センター所長	岩田光寿	経営企画課長	早川幸宏
新病院建設課長	橘重夫		

[病院事業部]

医療監	浅野昌彦	東海市民病院長	千木良晴ひこ
知多市民病院長	種廣健治	病院事業部長	小川隆二
病院事業部次長	天木洋司	管理課長	岡田光史
管理課付課長	竹内慎二	医事課長	岩堀良治
医事課付課長	深谷篤孝	開院準備室長	下谷裕一

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長	沢田稔幸	健康福祉監	神野規男
----------	------	-------	------

[知多市]

生活環境部長 浅田 文彦 健康福祉部長 永井 誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 佐々木 美喜子 書記 工藤 幸一
書記 榎田 竜也

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について
6	2	西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について
7	3	西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計設置に関する条例の制定について
9	5	平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)
10	6	平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算
11	7	平成26年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算
12	8	平成26年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算

13	9	平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算
----	---	-------------------------

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月19日 午前9時30分開会)

議長 (江端菊和)

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成26年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者からあいさつをいただきます。

管理者 (鈴木淳雄)

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成26年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算」初め9件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 (江端菊和)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番蟹江孝信議員、10番大村聡議員を指名いたします。

議長 (江端菊和)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（江端菊和）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成25年9月分から同年11月分までの例月出納検査結果の報告並びに第1回及び第2回の定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（江端菊和）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

お手元に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い質問をしていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしく願います。残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと卓上ベルでお知らせいたします。それでは、一般質問に入ります。

8番伊藤正治議員の発言を許します。

8番議員（伊藤正治）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、本日一番で、西知多総合病院の関連について質問させていただきます。

八幡土地改良区農道から見ましても、大きなクレーンが動き、着々と病院本体の建設が進んでいることは頼もしい限りであります。昨年、当病院の基礎工事及び免震基礎工事を見学させていただき、鉄筋32ミリの太さと重さに安心感を覚えたところでもあります。

その西知多総合病院パンフレットには、新病院は、東海市民病院と知多市民病院を統合、平成27年度に開院し、知多半島医療圏北西部に求められる二次救急医療や質の高い医療サービスを住民に安定的に提供し、地域の医療機関が安心して患者

を紹介できる地域安定型の中核病院となるための基本理念3カ条、基本方針6カ条が掲げられています。

病院は、医師あつての病院。医師は、患者あつての医師。患者は、医師、病院あつてのことです。名古屋市及び名古屋都市圏には大きな病院、有名な病院がめじろ押しです。今後、知多半島医療圏北西部の中核病院を目指して先々、信用、信頼、そして、東海、知多両市民に愛される病院をつくっていかねばなりません。

当病院の診療科は27科と聞いております。質の高い医療の提供には医師の確保が必要不可欠、そこで、質問の1点目ですが、西知多総合病院の医師数は、何人を予定しているのかお伺いしたい。

次に、平成27年開院に向けて、医師の充足数についてであります。

1990年代後半、病院勤務医の過労死裁判で医師の過重労働が社会問題になりました。それから十数年後、全国で実施された勤務医労働実態調査2012の報告では、勤務医不足の中、それこそ懸命に診療に当たる姿が浮かび上がってまいります。通常の診察に加え、症例報告会や勉強会、雑用で勤務後、帰宅、救急などで頻繁に呼び出される。また、当直勤務を含めた連続勤務など、多くの病院で労働時間が適切に管理されていないと。また、解答者のうち約7割が当直を担い、うち8割は32時間以上の連続勤務をしています。その結果、勤務医の離職率は高く、慢性的な医師不足で、過重労働が常態化し、医療事故が起これやすくなるという問題提起をしています。加えて、その医療事故の原因としては、大きなもので医師の負担増、時間の不足、スタッフの不足、過剰勤務による疲労などが上げられます。人手不足、いわゆる医師不足で病院が回らないでは、患者さんの生命と人権を尊重し、安心・安全な医療提供ができなくなります。

そこで、2番目の質問ですが、予定する医師数に対し、現状ではどの程度、医師の確保のめどが立っているのかお伺いしたい。

続いての質問ですが、西知多総合病院建設に当たって、施主という立場から、また、おらが市民の病院という意味でも建設のハード面はともかく、東海、知多両市にも市内業者もあります。

そこで、質問3番目ですが、西知多総合病院建設工事において、東海市、知多市両市内業者の活用の考え方、状況についてお伺いしたい。以上3点、よろしく願いいたします。

管理者（鈴木淳雄）

伊藤正治議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項の1、西知多総合病院についてでございますが、西知多総合病院は、救急医療を初めとする診療体制の強化や安定した病院経営を果たすため、大学、医局が医師を派遣しやすい環境を整え、診療科の充実や指導医の確保などにより、医師からも魅力ある病院を目指すものでございます。そのため、建設工事につきましては順調に進めているところでございますが、宮島副管理者、浅野医療監ともども、医師確保に努めているところでございます。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますのでよろしくお願いをいたします。

医療監（浅野昌彦）

医療監の浅野でございます。

質問事項1、西知多総合病院についての1点目、西知多総合病院の医師数は何人を予定しているのかでございますが、二次救急患者を確実に受け入れることや脳血管疾患、心疾患への対応など、新病院の基本構想、基本計画で想定しております医療機能を考慮いたしますと、およそ80名から90名の医師数の体制が必要と考えております。

続きまして、2点目の予定する医師数に対し、現状ではどの程度の医師の確保のめどが立っているのかでございますが、派遣元である名古屋大学、保健衛生大学大学医局へは両市長や医療監、両病院長が定期的に訪問し、両病院の現在の診療状況や、新病院の機能や規模といった内容を説明し、新病院が必要としている医療機能の体制を理解していただき、医師の派遣をお願いしているところでございます。現時点では、新病院の開院時における医師数については、およそ70名強の医師の確保ができると考えております。今後におきましても新病院の目指すべき医療機能を担っていく体制をより充実すべく、引き続き医師派遣につながるよう積極的に大学医局へ働きかけていきます。よろしくお願いをいたします。

総務部長（下村一夫）

続きまして3点目、建設工事において東海市、知多市両市内業者の活用の考え方と状況についてでございますが、建築工事発注の際の条件として、地元活用計画書を提出させております。下請負契約等による発注、地元生産物等の使用、日用品や物品の調達などで工事請負金額の15%を超えるように努めることとしております。

また、東海市商工会議所及び知多市商工会から施工業者に対し、工事への参入を希望する会員企業のPRや連絡先の通知などを行っていると聞いております。

現在までに、下請負による工事等への地元企業の参加情報といたしましては、新日鉄住金株式会社の鉄鋼製品、株式会社LIXILの外装タイルや衛生器具の採用、地元商店から日用品や弁当などの調達を行っていると聞いております。今後もより多く地元活用していただくよう要請してまいります。

議長（江端菊和）

再質問、要望はありませんか。

8番議員（伊藤正治）

ありません。

議長（江端菊和）

それでは、以上で伊藤正治議員の一般質問を終わります。

続いて、11番夏目豊議員の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に基づき質問いたします。

新病院の建設現場では地上躯体工事、いわゆる鉄骨の組み立てが始まり、今回の議会では、医療機器購入事業、移転事業等委託料、新病院竣工式等開催事業の予算も計上され、27年度の早い時期の開院が実感できるようになりました。

新病院に期待する機能として救急体制の充実があります。救急部門の基本方針には、1. 二次救急を確実に受け入れ、治療を完結できる体制を整えます。2. 救急科及び外来をある程度固定したスタッフで運営することで、診断、治療内容の相互理解やスキルアップを図りやすい環境を整えます。3. いつでも入院可能な体制を整え、急性期入院患者の増加を図ります等が示され、それに基づく開院準備が進められていると思います。

私は、昨年12月の知多市議会で救急体制について一般質問を行い、新病院までの予想時間を最短時間で行われるよう体制整備を進めるとの答弁を得るとともに、搬送時間短縮に欠かすことのできない新病院までの道路アクセス整備についても要望いたしました。新病院が開院すれば、これまでの2病院プラス他病院への救急搬送患者を全て受け入れることを前提として、質問をさせていただきます。

1番目、新病院の救急医療について。1つ目、救急科設置による救急車の確実な

受入体制の具体的な取組内容について。2つ目、時間内及び時間外での救急車の複数受入体制について伺います。

次に、2番目は、災害に強い病院づくりについてです。新病院は、地域の災害拠点病院としての役割を果たすため、免震構造の採用を初め、さまざまな災害対策が施されます。東日本大震災の津波・液状化被害の対応として、建設予定地変更もその一つと考えています。

昨年5月には、内閣府の南海トラフ巨大地震の最終報告が発表されました。それによると、家庭での7日間の食料備蓄を求める公助から自助への方針転換がされています。おこなっている県の被害想定結果が出る前に、相次いで発信される新たな情報、方針をどのように受けとめ、対策を進めるかが大きな課題となっています。自助として、家庭用備蓄を1週間以上求めることは、自治体においても避難所における備蓄等の対応を検討する必要があると思います。さらに、避難者想定増加による対応についても見直しが必要と考えています。同様に、病院でも受入患者の増加に考慮した新たな対応も必要になっていくことも想定されますが、病院ではBCP(事業継続計画)を定め、それに基づく整備を進めています。その内容が第10回西知多医療厚生組合新病院建設だよりとして、2月1日発行の両市の広報に掲載されており、その内容は、まさに今回の一般質問の内容と同じであり、びっくりしております。

私は本議会のさきの定例会一般質問で、新病院建設だよりの発行頻度を上げて、多くの情報を市民の皆さんに伝えるよう要望したものとして、このことは大いに喜んでおります。しかし、これらの事業計画が機能して病院事業継続ができて、職員、患者が病院までたどり着けなくては本来の役割を果たすこともできません。したがって、病院の所管外となるかもしれませんが、病院までのアクセス確保についても何らかの対応をすべきと考えます。これらを踏まえ、お伺いをいたします。

1つ目、免震構造、ライフラインの確保及び非常食・非常薬品の備蓄への対応について。2つ目、災害時における新病院までのアクセス確保について伺います。答弁よろしくお伺いをいたします。

管理者(鈴木淳雄)

夏目豊議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項の1、新病院の救急医療についてでございますが、西知多総合病院の基

本方針の一つは救急医療の充実でございます。東海市、知多市における二次救急医療機関として救急患者を確実に受け入れ、さらには緊急性の高い脳血管疾患や心疾患の救急医療についても対応してまいりたいと考えております。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますのでよろしくお願いをいたします。

総務部長（下村一夫）

質問事項の1、新病院の救急医療についての1点目、救急科設置による救急車の確実な受入体制の具体的な取組内容についてと、2点目の時間内及び時間外での救急車の複数受入体制についてでございますが、関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

西知多総合病院は、救急車専用の通用口を敷地南側に設け、来院患者の動線と完全に分離し、スムーズな救急患者の搬送を可能といたします。救急部門は、1階の救急出入り口と直結し、救急処置室は同時に4名の患者を処置することができ、うち1名分は感染症対応の個室としております。隣接は時間外診察室で、感染症対応を含めて4室を整備し、さらに点滴等の処置室では、同時に10名の患者の処置ができます。

また、救急患者の検査、処置等を行うCTやMRI、内視鏡センターを救急部門に隣接したエリアに配置し、迅速な対応を可能としております。また、3階には手術部門に隣接して救急病床12床とICU8床を配置し、1階の救急部門から3階の手術部門や救急病床などへのスムーズな動線を確保し、高度で専門的な診療や看護を提供できるようにしております。

そして、救急科への専任医師の配置などの具体的な人員体制につきましては、現在検討しているところではございますが、時間外においても内科系と外科系の複数の当番医体制を初め全科医師による応援体制を整えて、二次救急を確実に受け入れられるようハード面、ソフト面の両面から体制の強化を図ってまいります。

続きまして質問事項の2、災害に強い病院づくりについての1点目、免震構造、ライフラインの確保及び非常食・非常薬品の備蓄への対応についてでございますが、病院本体の免震構造設計につきましては、極めてまれに発生する激しい地震動であるレベル2地震動、これを想定して設計してございまして、震度7相当で発生した阪神・淡路大震災規模の地震にも対応するものでございます。

ライフラインの確保につきましては二重化を原則としており、電気は本線、予備線の2回線からの受電、それと自家発電機を備え、空調や給湯等の熱源は、通常時はガスを使用し、非常時には備蓄油を使用できる機種を採用しております。飲用水は上水道を、トイレや空調機器の冷却水等は井戸水を利用し、それぞれ3日分を備蓄していきます。また、排水対策として、7日分を一時的に貯留できる排水地下ピットも整備しております。食料、医薬品につきましても3日分程度を備蓄する計画としております。これらは災害拠点病院で求められる機能を満たしているものでございます。

続きまして2点目、災害時における新病院までのアクセス確保についてでございますが、組合では、西知多総合病院における救急医療、災害時の医療提供が重要な責務と考えております。当然のことながら、災害時における病院へのアクセスは、病院スタッフの参集における大切な視点でございますので、両市から病院のアクセスルートが確保されますよう、両市へ要望してまいります。

議長（江端菊和）

夏目議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

11番議員（夏目豊）

それでは、再質問させていただきます。

まず1番目ですけれども、複数受け入れは時間内・時間外関わらず対応可能との答弁だったと思いますが、受入体制については、基本構想と基本計画を読むと、救急搬送患者は診療時間内、午前午後ともに救急部門で対応となっています。しかし、1日24時間で多くの割合を占める診療時間外、つまり休日・夜間等は、院内当直体制で対応となっています。

先ほどの答弁では、救急科への専門医の配置や具体的な人員体制については検討中であり、それで時間外においても内科・外科の複数の当番医を初めとして全科の医師が対応できる体制を整えるということの答弁でしたが、答弁の中を聞くと、ハード面の整備状況は答弁内容で安心しましたが、ソフト面では現病院と余り変わらないのではないかと感じました。

そこでお伺いをいたします。西知多総合病院では、これまでの診療時間外対応とどこが変わり、市民の皆さんが安心できるのかをお伺いいたします。

2番目についてですけれども、1つ目の答弁から基本構想や基本計画をより具体

化した内容、数値を確認することができ安心しましたが、その詳細について、若干お伺いをします。

1つ目は、自家発電機、熱源の備蓄油のストックは多分1週間程度だと思うんですけども、同時に発電機、熱源を利用するのストックか、また、油の種類は何かお伺いします。

2つ目、食料、医療品の備蓄量が3日間ということでしたが、その積算根拠はどうなっているのかお伺いします。

3つ目、医療ガスのストックはどれほどあるのかお伺いします。

4つ目、自家発電機を備えるとの答弁でしたが、自家発電機での対応で不足する場合に必要な資機材、機械等の整備はどうされるのかお伺いします。以上よろしくお願ひいたします。

総務部長（下村一夫）

夏目議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の救急医療のところでの、これまでの診療時間外対応とどこが変わり、市民の皆さんが安心できるのかでございますけれども、現在の両病院の特に夜間での救急対応につきましては、当番医師1人体制で行っているところでございます。新病院におきましては、内科系と外科系の複数の当番医師で対応するとともに、特に緊急性の高い脳血管疾患、あるいは心疾患についても十分な対応ができるように、医師の確保に努めているところであり、助かる命を確実に助ける、そういった救急体制の構築に努力してまいりたいというふうに思います。

2点目の災害に強い病院づくりについての1点目で、自家発電機、熱源の備蓄油のストックは1週間程度ということで、熱源と発電機が同時利用か、油種はどうか、油の種類はどうかということでございますけれども、自家発電機、熱源の両方を使った場合の3日分相当を、A重油を備蓄油として保有してまいります。災害時の被害の大きさによって病院機能を絞り込むことで、機能を全て使うことではなく、絞り込んだ運用をすることで1週間程度の確保につながるのではないかとというふうには考えております。

それから2点目の食料、医薬品の備蓄量の積算根拠はどうかということでございますけれども、食料につきましては、病床数、それと職員分の3日相当分をいわゆる給食の食材と保存食、こうしたもので確保する計画でございます。また、売店、

カフェ、職員食堂の委託業者、これは内定しておりますけれども、そういったところにつきましても災害時の支援や協力体制の提案をいただいておりますので、そういったところでの対応もこれから考えていきたいと思っております。

そして、医薬品につきましては、院内備蓄は3日分程度、それから、愛知県の医薬品卸協同組合などと災害時における、こうした医薬品等の供給に対する協定を結ばれておりますので、そういったところもまた活用させていただきたいというふうに考えております。

それから、医薬ガスのストックにつきましては、酸素は4日以上、その他の医療ガスは7日以上を常時確保していきます。

それから、自家発電機での対応で不足する場合に必要な資材等がございますけれども、大規模災害時には玄関前のスペース、立体駐車場をいわゆるトリアージのスペースとして活用してまいりまして、そういったところで活用できるような移動式の投光器やポータブル発電機などの機器も整備していきたいというふうに検討しております。以上でございます。

議長（江端菊和）

夏目議員、要望がありましたら、発言を許します。

11番議員（夏目豊）

詳細な答弁ありがとうございました。ここで要望させていただきます。

1番目の新病院の救急体制について、27年度早い時期の開院までに十分な対応ができるよう医師の確保に努めていただき、助かる命を確実に助ける救急体制を構築していただくことをお願いいたします。

2番目の災害に強い病院づくりについてですが、ライフラインの確保に向けた取り組み、食料、医薬品についてもよくわかりました。自家発電、熱源のバックアップ燃料はA重油でやりくりすれば、1週間程度は対応できるとの答弁でした。A重油は市内のガソリンスタンド等では入手できない燃料だと思います。食料、医薬品と同様に、非常時供給体制についての検討が必要だと思います。知多市には幸い、A重油を製造、備蓄している製油所があります。製油所との協定締結を視野に入れた検討を進められてはいかがでしょうか。投光器やポータブル発電機などの必要な資機材の整備についても早急に検討を進めていただき、万全の体制で新病院開院を迎えるよう、引き続き全力で取り組まれることをお願いいたします。

最後に、災害時におけるアクセス確保についてです。

B C Pにおいて重要なのは、発生事象によるB C Pではなく、発生した事故に対する対策です。例えば、地震による被害が一番大きいので、それに伴う対策を立案しがちですが、それは本来の考え方ではありません。求められているのは、発生事象にとらわれず、発生した事故に対する実質的な復元力です。計画に基づき進めることも大切ですが、緊急時には状況に応じた臨機応変な対応が必要です。

今回問題提起した道路アクセス確保についても同じです。道路が通行できなることは、さまざまな要因があります。例えば、冬季であれば、豪雪による道路閉鎖も異常気象となれば現実味が帯びてきます。そう考えるとハードの対策では限界がありますし、ソフト面での充実した体制づくりは、まだまだ可能だと思います。それらを含め災害に強い病院づくりに向け、さらに取り組みられることをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

以上で、夏目豊議員の一般質問を終わります。

続いて、9番渡邊眞弓議員の発言を許します。

9番議員（渡邊眞弓）

議長のお許しを得ましたので、さきの通告に従い、一般質問をいたします。

いよいよ27年の開院に向け着々と工事は進んでいて、現場も鉄骨が組み上がり、西知多総合病院の形が明らかになってきました。

最近のニュースでは、自治体の建物の工事がなかなか契約に至らず、苦慮されていると、よく話題になっていますが、西知多総合病院では病院本体の建築工事が着工でき、何よりでした。今後も工事が無事安全に竣工されますよう、よろしく願いいたします。

さて、今後はソフト面を中心に力を入れていくこととなりますが、私の今回の質問は、昨年11月の定例会における島崎議員の一般質問のほか、何回か取り上げられていたテーマではございますが、国施策にも取り上げられています女性の社会進出の観点から、院内保育所に関することを質問いたします。

病院におきましては、看護師を初めとした女性がもともと多い職場ではございますが、近年、医師や技師などの職種にも女性が数多く働くようになってきております。この医療現場への女性の社会進出について、いろいろ調べていくうちに、さま

ざまな問題があることがわかってきました。

現在の臨床研修医制度により研修医が都市部へ偏在し、地方の医師不足が大きな問題となっております。その上、若い女性医師や看護師等にとって育児休業、介護休業等を取得するには厳しい職場環境と見られており、子育て世代の医師はもちろんのこと、看護師等の確保が困難な状況となっております。このような状況を鑑み、厚生労働省においても福利厚生充実など、病院勤務や看護師等の処遇の改善を図るよう示されております。これらを踏まえまして、お伺いいたします。

1 番目、新病院の院内保育、病児保育、病後児保育についての1点目、院内保育、病児保育、病後児保育への取組についてのお考え。

また2点目、院内保育、病児保育、病後児保育の内容について。

3点目、保育所のスペースと間取りについて。以上、3点について、よろしくお願いたします。

管理者（鈴木淳雄）

渡邊眞弓議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項の1、新病院の院内保育、病児保育、病後児保育についてでございますが、西知多総合病院は、その基本理念、基本方針にも定めましたが、職員がやりがいを持ち、安心して働くことができる環境を整えてまいります。中でも子育てしながらの働く環境づくりについては、御質問の院内保育の整備や柔軟な勤務体制などを構築してまいります。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますのでよろしくお願いをいたします。

総務部長（下村一夫）

質問事項の1、新病院の院内保育、病児保育、病後児保育についての1点目、院内保育、病児保育、病後児保育への取組についての考え方でございますが、西知多総合病院におきましては、医師や看護師などの病院職員が働きやすい環境づくりの方策の一つとして、保育や病児・病後児保育が提供できる院内保育所を設置し、出産や育児による離職を防止するとともに、病気となった子供を一時的に預かることなど、職員が安心して業務に専念できる環境整備を図ってまいります。

続きまして2点目、院内保育、病児保育、病後児保育の内容についてでございますが、西知多総合病院における院内保育などの保育サービスにつきましては、職員アンケートの結果からは、現在、未就学児を持つ病院職員が希望している保育サー

ビスとして、病児保育や休日保育、緊急出勤時に利用しやすい一時保育、残業時の延長保育の順にニーズが多くございました。これらの保育ニーズを考慮しながら、提供する保育サービスの運用方法も含めまして、現在検討しているところでございます。

続きまして3点目、保育所のスペースと間取りについてでございますが、さまざまな保育サービスに対応でき、異年齢の子供の保育ができるような大きなスペースを1部屋、1室確保するとともに、病児・病後児保育にも対応できる専用の部屋を確保してまいります。以上です。

議長（江端菊和）

渡邊議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

9番議員（渡邊眞弓）

前回と変わらない質問でしたが、丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。それでは2点、再質問させていただきます。答弁できる範囲内で結構ですので、よろしくお願いいたします。

まず、質問1点目の院内保育、病児保育、病後児保育への取組についての検討体制についてお聞きいたします。

次に、質問3点目の保育所のスペースと間取りについてでございますが、保育サービスに対応し、異年齢の子供の保育ができるような大きなスペースを1室確保するとともに、病児・病後児保育にも対応できる専用の部屋を確保するという答弁でしたが、検討中の内容で結構ですから、院内保育、病児保育、病後児保育、それぞれの想定定員はどの程度予定されているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務部長（下村一夫）

渡邊眞弓議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の院内保育、病児保育、病後児保育への取組についての中での検討体制でございますが、子育て経験のある医師を初め看護師等によるワーキンググループの会議を設けて、現在検討を進めております。

それから、2点目の院内保育所等の想定定員はどの程度かでございますけれども、同規模の他の病院を参考に進めてはおりますけれども、病児、病後児保育を6人程度対応できるスペースを確保してまいりたいというふうに考えておりますし、全体

といたしましては30人程度の定員になろうかというふうに考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

渡邊議員、要望がありましたら、発言を許します。

9番議員（渡邊眞弓）

それでは、3点、要望いたします。

1点目、西知多総合病院のこちらに書かれております基本方針には、職員がやりがいを持ち、安心して働くことができる環境を整えますと掲げられております。また、こちらの中にも主な特徴といたしましても、職員が業務に専念できる体制づくり、福利厚生施設の充実が掲げられております。これらが実現できますよう、例えば、院内保育は夕方以降からの夜間・深夜保育、日曜・祝日などの休日保育など、また、育児相談を置くなど、働く職員が安心して子供を預けられ、働き続けることができる。利用者のニーズに応じた院内保育体制を整えていただきたいと要望いたします。

次に2点目、病児・病後児については、院内保育所内での分離されたスペースを用意されるとお聞きいたしましたが、体調に不安のあるお子さんですので、院内の小児科で受診していただき、その上でしっかりしたバックアップをして、病気にかかっている子供に対して安心できる体制を整備されることも要望いたします。

3点目は、院内保育所を運営するには認可外保育所といえども、そこで働く保育士さんがみえると思います。職場内の託児所ですので、変動する保育ニーズに十分対応できるような保育士等の確保、運営もしっかり検討していただきますように要望いたしまして、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

以上で、渡邊眞弓議員の一般質問を終わります。

続いて、13番島崎昭三議員の発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

それでは、通告した内容に基づきまして、順次質問を行いたいと思います。

（仮称）西知多総合病院は、平成27年の春開院に向けまして、1月30日現在の本組合のホームページにおきまして、4台のクレーンにより建て方工事が始まった風景が進捗状況として報告をされております。春には建築工事の全貌があらわれ

てくるものと楽しみにしているところでございます。また、新病院建設だよりの第10回号として、災害に強い病院づくりに向けた広報誌も発行がされております。

さて、（仮称）西知多総合病院開院後の本地域における急性期から回復期への動向等は、二次医療である両市民病院における患者さんの退院後の実態を把握することが重要であると考えております。

そこで、1番目は、両市民病院退院後の動静について、1点目は、両市民病院の入院患者の退院後の実態、具体的な退院先別件数等について、お聞きをしたいと思っております。

2番目は、地域医療の課題についてでございます。私は、この地域における医療の課題の一つに、急性期から回復期、療養、介護といった後方支援の必要性があると考えております。現在、知多北部広域連合の把握による介護老人福祉施設等への待機希望者は、平成25年4月1日現在、知多市、東海市合計で397名とお聞きをいたしております。つまり、家庭の事情は多種多様とは思いますが、急性期からの退院先について大変心配される方も多いと思っております。

そこで、1点目は、1月29日に開催されました地域医療連携会議における（仮称）西知多総合病院退院後の急性期以降の医療体制の議論の内容について。

2点目は、（仮称）西知多総合病院退院後の患者の受入施設としての知多市民病院跡地活用の考え方について、お聞きをいたします。

3番目は、知多市民病院長の退職についてでございます。種廣病院長は、平成18年4月に愛知県がんセンター愛知病院副院長から知多市民病院長として御就任をされました。御就任後は、これまでの経験、実績をもとに地域の中核病院としての医療の質の向上に努められ、市民、患者さんから信頼される病院として運営をしていただきました。また、救急の場合においても、いつでも安心して受診でき、地域との連携で、よりよい医療を提供するという基本理念を掲げられ、病院経営をされました。医療の質の向上一つをとってみても、言うは易く、行うは難しで、決して平坦な道ではなかったかと思っております。そうした中にありまして、絶えず患者さんの目線で、基本理念に向かう地道な努力をされました。院長御就任後の病院年報を改めて目を通してみました。その年報では、DPCの準備病院、医療安全や感染対策、職員の各種資格取得の推進に努められ、その結果、病院の医療の質をはかる一つの目安とも言えます診療報酬単価も着実にアップにつながり、また、救急医療におい

ても就任以降は、救急車による来院患者数が20%増加しております。

さらに、地域医療の連携機能強化では地域医療連携室を設置し、それ以来、着実に開業医さんとの連携強化に努められ、2月1日の中日新聞の「愛知の病院一つなごう医療」によりますと、紹介率は、2008年度の34%から13年4月～12月は52%に上昇、また、逆紹介率も21%から39%へと大きく伸びているという報道がされておりますように、着実に紹介率も上がってきているところであります。このように職員と一体となって病院機能の強化、職員のワーク・ライフ・バランスなど、経営上の重要な課題実現に取り組んでいただきました。

そこで、定年退職をお迎えになります種廣知多市民病院長のこれまでの病院運営に係る思い、新病院に期待する思いについて、お聞かせいただきたいと思っております。

管理者（鈴木淳雄）

島崎昭三議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項の1、両市民病院退院後の動静についてでございますが、両市民病院におきましては、患者さんが退院後の療養生活を不安なく過ごせるよう、地域の医療機関や介護サービス事業者などと連携して、退院支援に努めておるところでございます。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長及び知多市民病院長から答えさせますのでよろしく願いをいたします。

病院事業部長（小川隆二）

質問事項1、両市民病院退院後の動静についての1点目、両市民病院の入院患者の退院後の実態についてでございますが、平成25年10月から12月までの3カ月間における両市民病院の退院患者数は1,693人で、そのうち1,559人、92.1%の患者さんは自宅に戻られております。他病院へ転院された患者さんは65人で3.8%、介護施設へ入所された患者さんは69人で4.1%となっております。

他病院へ転院された患者さんの主な内訳といたしましては、高度な専門医療機関が35人、リハビリテーションを受けるための医療機関が17人、長期療養のために他の医療機関の療養病棟への転院が9人でございます。また、介護施設へ入所された患者さんの主な内訳といたしましては、特別養護老人ホームが22人、老人保健施設が24人、介護付有料老人ホームが10人でございます。

総務部長（下村一夫）

質問事項の2、地域医療の課題についての1点目、地域医療連携会議における（仮称）西知多総合病院退院後の急性期以降の医療体制の議論の内容についてでございますが、地域医療連携会議は、東海市、知多市両市の医療関係者らを委員とし、一堂に会することで本地域の現状・課題を共有し、地域医療を提供する立場から協議、意見交換をしていただいております。

本年度10月11日の第2回会議では、本地域の現状として、人口当たりの療養病床や在宅療養支援診療所などが全国平均、愛知県平均、県内同規模市町と比較して非常に少ない状況を共有をしていただきました。

御質問にございました1月29日に開催いたしました第3回会議では、東海市、知多市における推計入院患者数と病床数を比較して、病床が不足している状況や介護老人福祉施設等の入所待機者が発生している現状、また、今後社会の高齢化がさらに進むと、不足病床数や入所待機者数が急激に増加するであろう将来推計について資料を提供し、それをもとに意見交換をしていただきました。

第3回の会議での意見の内容でございますが、急性期病院と慢性期の病院等は、さまざまな機能が融合し合って初めて、市民が安心して生活できる町ができ上がる。東海市、知多市の両市域には療養病床を利用する患者を受け入れる機能が不足しているため、将来に備えたインフラ整備が必要である。慢性期医療等の提供をどうしていくかを東海市、知多市を一つの地域とし、両市で議論する必要がある。といった意見が出されました。

続きまして2点目、（仮称）西知多総合病院退院後の患者の受入施設としての知多市民病院跡地活用の考え方についてでございますが、地域医療連携会議の参与である愛知県知多保健所長からは、愛知県としては、知多半島医療圏の救急医療体制を確保するため両市民病院を統合し、365日24時間、緊急性の高い疾患に対応可能な医療機関を目指す西知多総合病院の計画を平成23年11月策定分の愛知県地域医療再生計画に位置づけたものであり、現病院の跡地病院については、この趣旨を逸脱しないように、案件ごとの検討が必要になるので、あらかじめ相談をいただきたいといった意見が出されました。今後、慢性期医療等のインフラ整備について、東海市と知多市を一つの地域と捉えて、両市が協議を進め、その一つの選択肢として、知多市民病院の跡地活用も具体的に検討されるものと考えています。

知多市民病院長（種廣健治）

質問事項3、知多市民病院長の退職についての1点目、これまでの病院運営に係る思い、新病院に期待する思いについてでございますが、ただいま島崎議員から温かいねぎらいのお言葉を、また過分なお言葉をいただき、感謝申し上げます。

赴任以来8年間、大過なく、その任務を終えようとしています。これもひとえに本議会及び両市職員の御支援のたまものと、重ねて感謝申し上げます。

病院運営に基本理念と行動基準を掲げ、職員と一体となり、医療の質の向上に努めてまいりました。その過程におきまして、職員の意識改革と努力の結果、チーム医療の拡大、診療単価の向上、紹介率・逆紹介率の増加などに示される病院機能の充実が認められ、医師会などからも病院がよくなったとの評価をいただいております。

さて、この春、いよいよ新病院の鉄骨が組み上がり、その全体像があらわれようとしております。平成27年の開設へ向けて職員一同が基本理念を堅持し、力を合わせるにより、1プラス1が2以上の立派な医療拠点をつくり上げられることを祈念し、退任のごあいさつにさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

議長（江端菊和）

島崎議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

いろいろとありがとうございました。それでは、再質問をしたいと思います。

まず、2番目の地域医療の課題についての1点目、地域医療連携会議における（仮称）西知多総合病院退院後の急性期以降の医療体制の議論の内容についての1つ目に、組合として、この連携会議に参画されている委員の意識共有、さらに、意見交換をどのようにとらまえているのか、お聞きをいたします。

2つ目には、組合として今後どのように、これらの意見を取りまとめられ、方針づけられていくのか、お聞きをしたいと思います。

2点目の（仮称）西知多総合病院退院後の患者の受入施設としての知多市民病院跡地活用の考え方についての1つ目に、知多市民病院跡地活用に関する具体的な意見は出されたのか、お聞きをいたします。

2つ目には、保健所長の言われる「この趣旨を逸脱しないように」とは、具体的に何を言われているのか、お聞きをしたいと思います。

3つ目に、組合としては、知多市民病院の跡地活用について、どのように今後かわっていかれるのか、その点について再質問をさせていただきます。

総務部長（下村一夫）

島崎昭三議員の再質問の1点目でございますけれども、組合として、この連携会議に参画されている委員の意識の共有、意見交換をどのように捉えているかでございますけれども、地域医療連携会議は、この地域における医療提供体制の体系的な整備、改善を目指して、現状課題を共有するとともに、その具体的な方策を検討・協議等をするために設置したもので、まずは組合の使命であります中核病院の役割を中心に協議、意見交換をしていただいております。

なお、今回開催した地域医療連携会議におきまして、この地域における急性期以降における医療提供体制等に関する現状及び課題については、委員の皆様には御認識をいただいていると思っております。

地域医療の課題の2点目ですが、組合として今後どのように、これらの意見をまとめ、方向づけていくのか、方針づけていくのかでございますが、今回開催した地域医療連携会議において、この地域の急性期以降における医療提供体制等に関する現状課題や、それらに対する御意見、御発言については、それぞれの委員のそれぞれの組織で御検討いただいているものと思っております。

知多市民病院の跡地活用についての1点目、知多市民病院跡地活用に関する具体的な意見は出されたのかでございますが、地域医療連携会議の委員からは、慢性期の医療機能を検討する上で、知多市民病院の跡地の利用を選択肢の一つとして考えられないかという意見が出されました。

同じく、跡地の2点目、保健所長の言われる「この趣旨を逸脱しないように」とは具体的に何を言われているのかでございますが、愛知県の地域医療再生計画では西知多医療厚生組合が建設する西知多総合病院は、救急医療体制を構築するため東海市民病院と知多市民病院を統合し、緊急性の高い疾患に常時対応可能な体制を目指すこととなっております。公立の2病院が統合し、知多半島医療圏に必要とされる急性期医療に対応した医療機関をつくるという趣旨で、本計画が始まったことを踏まえた上で、跡地計画の検討を進めていただきたいという趣旨で述べられたと認識しております。

同じく、3点目の組合として知多市民病院の跡地活用について、どのようにかか

わっていくのかでございますが、地域完結型の医療を実現するためには、急性期の西知多総合病院が慢性期などの医療施設や介護施設、在宅療養を支援する医療機関等と連携することが不可欠です。急性期医療を終えた患者さんを受け入れる体制づくりについて、本地域における医療、介護、福祉といった他業種との協議が必要であると考えております。組合は、地域完結型の医療を実現するため、急性期病院を運営する立場からのかかわりと考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

島崎議員、要望がありましたら、発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

各般にわたりまして具体的な答弁をいただきまして、ありがとうございました。それでは、要望を申し上げたいと思います。

本日の質問に対する回答では、急性期医療に特化する（仮称）西知多総合病院、つまり、経営母体の西知多医療厚生組合は、この地域における急性期以降のいわゆる慢性期医療等については今後、両市での検討を期待するものということで、私は理解をいたしました。今後、両市における検討に当たりまして、特に私は知多市でありますから、知多の議会の中で意見や考え方を申し述べていきたいと、このように考えているところであります。

さて、知多市議会の市民クラブの同僚とともに、静岡県の掛川市、袋井市の中東遠総合医療センター開院後の両市民病院、市立病院の利活用について視察をしてまいりました。両市とも単独で旧病院の活用をいたしています。

掛川市の旧市立病院については、医療・保健・福祉・介護・教育の中核ゾーン、希望の丘として、有効活用をされているということでもあります。一方、袋井市は、袋井市総合健康センター構想によりまして、旧市民病院を活用して、医療・保健・介護の総合福祉施設にするというものでございました。医療分野については、公設民営の指定管理者制度によって社会福祉法人聖隷福祉事業団が段階を経て、療養病床や回復期リハビリ病床など150床を運営をしていくということでございます。

本地域と掛川、袋井との大きな違いは、中東遠総合医療センターの基本構想を検討する早い段階から、慢性期医療の対応を含めた構想の検討に着手をしていたということでございます。袋井・掛川市とは医療圏も違いますし、人口規模は、ほぼ知多市、東海市と同等でございますけれども、市の行政面積は、知多市、東海市の4

倍以上あり、それぞれの市と検討しましたがけれども、本地域は一つの地域としての検討が必要と考えております。

さて、再三申し上げますけれども、平成18年度の医療制度の改革により、介護医療は施設から家庭へと大きく転換され、その後の政権では、介護療養施設の縮小は凍結となりましたけれども、ここに来て療養病床が慢性的な不足が顕著となっております。（仮称）西知多総合病院からの退院後も医療やリハビリ、介護が必要な患者さんに対して適切な医療を提供し、在宅復帰までの選択肢を多く提供することが喫緊の課題であると認識をいたしております。とりわけ団塊の世代が75歳を迎える2025年問題も話題になっております。今後は高齢化比率も議論ではなく、実数での議論が必要だと考えております。いずれにしても両市が急性期以降の体制について、慢性期医療の提供と同じく、両市を一つの地域として検討し、課題解決されることを、期待をいたしているところでございます。

最後になりましたけれども、種廣院長、8年間にわたる御勤務、大変御苦労さまでございました。また、大切な市民の命をお守りいただき、ありがとうございました。お聞きをいたしますと、今後は名古屋において医療の道が続けられるということでございます。お医者さんに御健康でという言葉は大変僭越とは思いますが、御健康で今後の御活躍を御祈念申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（江端菊和）

以上で、島崎昭三議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

開会后1時間経過いたしておりますので、この際、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時44分）

議長（江端菊和）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第1号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、知多市立看護専門学校に移管に伴い、職員の定数を増員するため改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明を申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第1号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、管理者の事務部局の職員の増員で、現行の24人を36人に改めるものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

それでは、1点お願いします。

25年度は11名の定数で看護専門学校は運営されていたと思いますが、12名となった理由についてお伺いいたします。以上です。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、定数が12名となった理由についてでございますが、看護専門学校の組織では、校長、副校長、課長、教務主任、専任教員及び事務職員を置くことされておりませんが、現在、校長職にありましては知多市民病院顧問医師が兼任しており、定数に含まれておりません。今回の定数見直しでは、将来的な職員配置の変更等にも対応できますよう校長職も定数に含め、職制に合わせた改正をするものでございます。

議長（江端菊和）

ほかにないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第1号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

次に、日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部次長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、知多市立看護専門学校の学校名の変更に伴い、字句の整理をするため改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（岡田光史）

議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」の改正内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、知多市立看護専門学校の学校名の変更に伴い、条例第2条第2項に規定する貸与の対象となる施設の名称を「知多市立看護専門学校」から「公立西知多看護専門学校」へ変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第2号「西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

続きまして、日程第7、議案第3号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第3号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正等に伴い、個室使用料、文書料等の引上げ等をするため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、医事課長から御説明申し上げます。

医事課長（岩堀良治）

議案第3号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、第2条第2項は診療科目の追加で、東海市民病院の診療科目に麻酔科を追加するものでございます。

続きまして、その下、別表は、使用料及び手数料の引上げを行うもので、1ページから3ページにかけて、個室使用料、文書料及びその他の項目に掲げる料金につきまして、それぞれに含まれる消費税及び地方消費税の額を5%から8%に引

き上げた金額に改めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。別表、備考の第3号中、下線が引いてございます「同表の個室使用料の額に105分の100を乗じて得た額」の文言を次の表のとおり改め、別表の個室使用料の額に108分の100を乗じて得た額を示した表を追加するものでございます。

附則の第1項は施行期日で、平成26年4月1日から施行し、第2条第2項の表の改正規定である東海市民病院の麻酔科の追加は、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2項は改正後の西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の個室使用料及びその他の項目に係る手数料の規定で、施行日以後に適用し、施行日以前に係るものについては、なお従前の例によるものと定めるものでございます。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。附則の第3項は新条例の文書料の規定で、施行日以後に申請がなされたものに適用し、施行日以前になされたものについては、なお従前の例によるものと定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8番議員（伊藤正治）

質問1点、1ページのことなんですけれども、東海市民病院の診療科目に麻酔科を加えた理由についてお伺いしたい。お願いします。

医事課付課長（深谷篤孝）

御質問の診療科目に麻酔科を加えた理由についてでございますが、東海市民病院では従来により神経ブロック方法を主体とした麻酔科外来診療を、いわゆるペインクリニックを実施しております。また、麻酔標榜医による全身麻酔などの手術も実施しているところでございます。このような状況を踏まえ、新病院の開院に向けて、新病院にも引き継がれる医療機能を広く多くの市民の皆様方に御理解いただけるよう麻酔科を標榜科目とするものでございます。なお、麻酔科を標榜する効果としまして、診療報酬で手術時の麻酔管理料を取得することが可能となることで、経営改善につながるものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかはないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第3号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

続きまして、日程第8、議案第4号「西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計設置に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第4号「西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計設置に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第292条において準用する同法第209条第2項の規定に基づき、看護専門学校事業特別会計の設置に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明を申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第4号「西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計設置に関する条例の制定について」1枚はねていただき、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、設置に関する規定で、看護専門学校事業に関する経理を明確にし、その円滑な運営を図るため、看護専門学校事業特別会計を設置するものでございます。

第3条は、歳入及び歳出に関する規定で、使用料、手数料、一般会計繰入金その他の収入をもって歳入とし、看護専門学校事業に要する費用その他の支出をもって

歳出とするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第4号「西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計設置に関する条例の制定について」原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

続きまして、日程第9、議案第5号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第5号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

第2条は、資本的収入で、第4項投資回収金を新設、54万円を計上し、同額を第2項出資金から減額するものでございます。

第3条は、継続費で、総額を133億2,084万円から140億8,007万円に、年割額を25年度9億2,550万円から9億2,331万円に、26年度122億5,030万円から130億5,249万円に、27年度1億4,504万円から1億427万円に変更するものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費について、60億4,034万円を60億4,046万円に改めるものでございます。なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（岡田光史）

平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、資本的収入及び支出の収入で、1款資本的収入に4項投資回収金、1目長期貸付金返還金、1節貸与金返還金54万円を看護師等修学資金貸与金の返還があったため追加し、同額を2項1目1節他会計出資金から減額するものでございます。

6ページをお願いします。継続費に関する調書でございますが、新病院建設事業について建設工事の契約金額の確定によるもの及び院内保育所、立体駐車場の追加等により年割額を25年度9億2,331万円、26年度130億5,249万円、27年度1億427万円とし、合計が140億8,007万円となるものでございます。

4ページをお願いします。給与費明細書でございますが、1、総括の資本勘定支弁職員で、平成25年度新規設置された開院準備室職員2名分の給与を見込み計上しておりましたが、比較欄をごらんいただき、給料で7万円、手当で14万円不足するため給与費計21万円を増額し、法定福利費9万円の減額との差し引きで、合計12万円の増額となるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（渡邊眞弓）

先ほど投資回収金について少しは伺ったんですけども、内容についてもう少し伺えれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

管理課長（岡田光史）

投資回収金の内容についてでございますが、54万円は全額看護師等修学資金の返還金で、資金の貸与を受けることを辞退された方2名より、4月から貸し付けし

ておりました、それぞれ24万円と30万円を条例の規定に基づき返還していただいたものでございます。

議長（江端菊和）

ほかにないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第5号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

続きまして、日程第10、議案第6号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第6号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億5,996万4,000円で、前年度に比べ22億837万2,000円の増額となりました。これは、病院事業会計への繰出金の増額や新たに設置する看護専門学校事業特別会計への繰出金の発生などによるものでございます。なお、詳細につきましては、担当課長より順次御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては、47億2,995万8,000円で、前年度に対し21億9,937万2,000円、86.9%の増

でございます。この主な理由といたしましては、病院建設費及び看護専門学校の移管に伴う負担分の増に伴うものでございます。負担金の内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、一般会計負担金につきましては、東海市から1億2,041万5,000円、知多市から9,097万円で、合計2億1,138万5,000円でございます。衛生事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億4,311万3,000円、知多市から3,092万7,000円の合計1億7,404万円でございます。看護専門学校事業特別会計負担金につきましては、東海市から5,419万6,000円、知多市から5,419万7,000円の合計1億839万3,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から23億7,263万円、知多市から18億6,351万円で、合計42億3,614万円でございます。2款1項1目1節の繰越金の3,000万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。3款諸収入、1項1目1節の預金利子につきましては、1,000円を見込んでおります。2項1目1節の雑入につきましては、再任用短時間勤務職員の雇用保険被保険者負担金などで5,000円を見込んでおります。以上、歳入予算合計は47億5,996万4,000円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、歳出について御説明申し上げます。1款1項1目議会費につきましては224万円で、前年度に対し3万7,000円、1.7%の増でございます。1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の報酬でございます。9節旅費の122万1,000円及び14節使用料及び賃借料の22万4,000円につきましては、議会行政視察の議員14人分の費用でございます。2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、46億450万3,000円、前年度に対し21億8,363万円、90.2%の増でございます。1節報酬の24万9,000円につきましては、監査委員など6人分の報酬でございます。2節給料の2,665万2,000円、3節職員手当等の1,749万6,000円、ページをはねていただきまして、10ページ、11ページになりますが、4節共済費871万円につきましては、総務部長、総務課職員5人の計6人分の人件費で、前年度に対し、合わせて54万円の増でございます。9節旅費の46万円につきましては、議会行政視察の随行者2名分の旅費、管理者と副管理者1人の2名分の旅費などでございます。11節需用費の229万6,0

00円につきましては、事務用消耗品、燃料費などで、前年度に対し4万円の減でございます。12節役務費の168万6,000円につきましては、インターネットによる組合の施設間事務ネットワークの回線料などの通信運搬費、自動車保険料などで、前年度に対し12万円の増でございます。13節委託料の2,591万4,000円につきましては、事務事業委託料として人事制度等構築支援業務委託料、施設維持管理委託料として衛生センターの場内整備作業委託などで、前年度に対し78万4,000円の増でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料の234万6,000円につきましては、施設間事務ネットワーク事務機器借上料などで、前年度に対し1万2,000円の増でございます。28節繰出金の45億1,857万3,000円につきましては、衛生事業特別会計、看護専門学校事業特別会計、病院事業会計への繰出金でございます。

経営企画課長（早川幸宏）

続きまして、2項1目経営企画総務費につきましては1億5,219万6,000円、前年度に対し2,470万5,000円、19.4%の増でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、経営企画課、新病院建設課、9人分の人件費と県派遣職員1名分の組合が負担する手当及び共済費、さらに臨時職員1人分の法定福利費でございます。

14ページ、15ページをお願いします。7節賃金につきましては、臨時職員1人分の賃金でございます。8節報償費は、地域医療の充実や地域保健事業との連携を図るため、二次救急医療や入院・手術を必要とする急性期医療を担う新病院と地域の保健医療機関との機能分担や連携を協議する地域医療連携会議に出席する委員の日当及び市民向け講演会の講師謝礼を計上したものでございます。13節委託料につきましては、新病院の開院に向けた各業務マニュアルとなる運営計画や医療機器整備計画、患者や各種備品の搬送計画などの策定業務の開院支援業務及び地域医療の充実や地域保健事業との連携に向けての支援業務を医療経営コンサルタントへの委託を初め、外部者が参加する会議の会議録作成、新病院の竣工式及び内覧会の実施に、委託料としましては5,667万3,000円を計上したものでございます。19節負担金、補助及び交付金は、県派遣職員1人分の給与支給額の3分の2を負担するものでございます。

総務課長（岩田光寿）

続きまして3款公債費、1項1目23節償還金、利子及び割引料の2万5,000円につきましては、一時借入金の利子でございます。4款1項1目予備費につきましては100万円でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。以上、歳出予算合計は47億5,996万4,000円でございます。

18ページからは、議員などの特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。なお、26年度の一般会計の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます平成26年度予算の重点施策の概要の13ページに掲載しております。これにつきましても御参照いただき、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8番議員（伊藤正治）

2件お願いいたします。

まず、11ページ、2款1項1目13節人事制度等構築支援業務委託料の内容について。それから15ページ、2款2項1目13節新病院開院支援等業務委託料の内容と、増になった理由についてお伺いします。お願いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、人事制度構築支援等業務委託料の内容についてでございますが、この人事制度構築支援等業務委託につきましては、平成27年度の新病院への統合に向け、人事給与関係においても現在、両病院で異なる制度を新病院の体制を組み立てながら、経営上の視点や人材確保の観点から制度構築を図っていくものでございます。これまで24年度より2カ年にわたって現状分析から制度構築までを委託しておりまして、最終年度となります26年度は、人事給与制度の詳細設計及び27年度からの運用準備を行うものでございます。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の2点目、新病院開院支援等業務委託料の内容と、増となった理由でございますが、内容につきましては、2件の委託を予定しております。1件目は、新病

院を滞りなく開院させるために必要となる各業務の総合運営マニュアルとなる運営計画や医療機器等の整備計画など、新病院整備のための各計画策定支援業務委託でございます。2件目は、両市の医師会、医師団を初めとする医療関係者で組織する地域医療連携会議において、議題提案や会議で出される課題等の検証を行う際の支援業務委託でございます。また、昨年度と比較して増となった理由でございますが、従来の各種支援に加えて、患者や医療機器、備品などの搬送計画や移転前後の診療制限計画等の移転計画の策定支援業務が追加となったものでございます。

議長（江端菊和）

ほかにございませんか。

9番議員（渡邊眞弓）

2点、お願いいたします。

13ページの2款1項1目14節施設間事務ネットワーク事務機器借上料の内容について。

2点目、15ページ、2款2項1目19節県派遣職員負担金の増の内容についてお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、施設間事務ネットワーク事務機器借上料の内容についてでございますが、この施設間事務ネットワークとは、電話回線を利用して衛生センター、各市民病院及び看護専門学校をネットワークで結び、財務システムやファイルサーバの共有を図るもので、ネットワークの運用管理用サーバを中心にサーバ3台のほかパソコン13台、プリンター7台など情報機器を平成22年度に5年間の長期継続契約を締結し、借り上げているものでございます。借上料につきましては、長期継続契約により22年度から同一金額でしたが、4月から消費税が8%となることから、現在の年額142万8,000円から154万3,000円になるものでございます。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の2点目、県派遣職員負担金の増の内容でございますが、25年度予算におきましては、予算上程時には派遣していただく方がまだ決まっておらなかったもので、見込みで計上しておりました。26年度につきましては、25年度に派遣していただいている方が引き続き派遣していただく予定をしておりますので、その

方の人件費に基づき計上したものでございます。

9 番議員（渡邊眞弓）

ありがとうございました。

議長（江端菊和）

ほかにご覧いませんか。

1 1 番議員（夏目豊）

それでは、1 件お願いします。

1 5 ページの 2 款 2 項 1 目 1 3 節の竣工式典及び内覧会実施業務委託料の内容についてお伺いいたします。

経営企画課長（早川幸宏）

御質問の竣工式典及び内覧会実施業務委託料の内容でございますが、竣工式典につきましては、両市の関係者、西知多総合病院の計画策定に携わっていただいた有識者、医療関係者などを招き実施するもので、案内状、会場設営などの委託費を計上いたしました。内覧会につきましては、開院前に多くの市民に新病院を見学していただくために 2 日間実施する計画をしております。内覧会の看板、見学順路の案内板などの作成・設置、駐車場誘導などを委託するものでございます。

1 1 番議員（夏目豊）

では、再質問させていただきます。

内覧会については、多くの市民に新病院を見学していただくための予算との説明でしたけれども、実質的にはマイカー及び近所からの見学を想定するのではないかと受け取りました。しかし、マイカーや徒歩以外の方に対する取組みも必要と考えます。例えば、あいあいバス、らんらんバスの臨時運行や、病院として交通アクセス整理体系が整ったとすれば、市民への周知と運行状況の確認、試験走行を兼ねた運行を行う。または、チャーターバスの運行を検討するなど、マイカー以外の市民の足を確保すべきだと思いますが、それについてお伺いします。

経営企画課長（早川幸宏）

再質問の内覧会を多くの市民に見学していただくために、マイカー以外の市民の足を確保すべきと思うがでございますけれども、市所有バスの応援やチャーターバスの運行などを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（江端菊和）

ほかはないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第6号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

続きまして、日程第11、議案第7号「平成26年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第7号「平成26年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,010万6,000円で、前年度に比べ2,095万7,000円の増額となりました。これは計画修繕工事が増となったことなどによるものでございます。なお、詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

衛生センター所長（岩田光寿）

平成26年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1項1目1節の事業総務使用料の9,000円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。2款1項1目1節の繰入金の1億7,404万円につきましては、一般会計からの負担金でございます。3款1項1目1節の繰越金の1,600万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。4款諸収入、1項1目1節の雑

入の5万7,000円につきましては、再任用短時間勤務職員の雇用保険被保険者負担金などがございます。以上、歳入予算合計は1億9,010万6,000円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費、1項1目事業総務費につきましては、4,123万5,000円、前年度に対し42万5,000円、1.0%の増でございます。主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員4人、再任用短時間勤務職員2人、臨時職員1人の7人分の経費として、2節給料1,943万2,000円、3節職員手当等1,296万3,000円、4節共済費611万4,000円、7節賃金192万9,000円の計4,043万8,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。2目し尿処理費につきましては、1億4,684万6,000円、前年度に対し2,053万2,000円、16.3%の増でございます。11節需用費の5,429万4,000円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗品などの消耗品費、重油などの燃料費、衛生センターポンプ場で使用する電気料などの光熱費などがございます。前年度に対し燃料費、光熱水費の値上げの影響により551万2,000円の増でございます。13節委託料の1,830万円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、計装設備保守委託料など11件分の委託料で、前年度と比較し243万円の増でございます。15節工事請負費の7,051万円につきましては、定期修繕3件分、計画修繕14件分、その他修繕6件分の費用でございます。前年度と比較し1,208万円の増でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。2款交際費、1項1目利子につきましては、一時借入金の利子2万5,000円でございます。3款1項1目予備費につきましては200万円でございます。以上、歳出予算合計は1億9,010万6,000円でございます。

14ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。なお、平成26年度の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます。平成26年度予算の重点施策の概要の13ページに掲載しております。これにつきましても御参照いただき、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

ます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8番議員（伊藤正治）

それでは、3件お願いいたします。

まず11ページ、1款1項2目13節委託料、これ全般なんですけど、今、243万円増というお話があったんですが、ふえた要因についてお願いします。

それから2つ目、同じく11ページなんですけど、1款1項2目15節工事請負費の計画修繕工事の内容、1,208万円増という話がこの中であったんですけども、この増額理由について。

それから3番目、同じく11ページ、1款1項2目15節の中で、その他の修繕工事の内容についてお伺いしたいと思います。お願いします。

衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、1款1項2目し尿処理費の13節委託料がふえた要因についてでございますが、委託業務件数、内容につきましては前年度と変わっておりませんが、事務事業委託料のうち槽清掃委託料では、処理経費の値上がりのため72万円の増加、また、機器保守委託料のうち計装設備保守委託料では、自動運転盤の計器保守をあわせて実施するため91万円の増加となったもので、その他消費税の影響で約51万円の増加となり、全体で243万円の増加となっております。

次に、御質問の2点目、計画修繕工事の内容と増額理由についてでございますが、平成26年度の計画修繕工事では、5年周期で実施するI Z反応槽点検修繕工事、4年周期のフライトコンベア修繕工事、3年周期の遠心分離型脱水機修繕工事、夾雑物除去装置修繕工事を初め14件の工事を修繕計画に基づき予定しているものでございます。工事費の増額理由につきましては、工事計画におきまして工事件数や工事費の平準化に努めておりますが、26年度は4年及び5年周期の中規模の修繕工事を実施するため、工事件数の増加とあわせて工事費総額が増加したものでございます。

御質問の3点目、その他修繕工事の内容についてでございますが、これは、突発的な機械設備の故障や排水設備等の破損等が生じ、修繕工事が必要になった場合のために計上したもので、処理設備の修理分として50万円程度の工事を4件分、放

流管の修理分として95万円程度の工事2件分を見込み、計上したものでございます。以上です。

8番議員（伊藤正治）

ありがとうございました。

議長（江端菊和）

ほかにございませんか。

11番議員（夏目豊）

それでは、2件お願いいたします。

11ページ、1款1項2目15節定期修繕工事の乾燥焼却設備修繕工事の内容についてお伺いをします。

2点目も同じく11ページ、1款1項2目15節計画修繕の考え方についてお伺いします。以上2件、よろしく申し上げます。

衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、乾燥焼却設備修繕工事の内容についてでございますが、この修繕工事は、設備の機能保持のため毎年実施しているもので、平成26年度には焼却炉の内部耐火物の張りかえ、熱交換器の内部清掃、焼却炉、乾燥機、排気ガスの洗浄集じん装置等で摩耗や劣化等がある部品の取りかえ補修工事及び各種計測器の交換等を行うものでございます。これまでの乾燥焼却設備の修繕では、平成17年度に冷却コンベア本体であるケーシングの交換、22年度には脱臭炉上部の熱交換器の取りかえなど比較的大きな修繕が発生いたしました。乾燥焼却設備の各部品の耐用年数は比較的大きく、また、溶接や補修による修繕が可能なため、周期的な大規模修繕を伴う計画修繕工事ではなく、施設点検と損耗部品の適切な修繕を行うことが経済的な管理につながるものとしたしまして、乾燥焼却設備修繕工事は毎年、修繕箇所を精査し、定期修繕工事として実施しているものでございます。過去5年間の支出実績につきましては、平成21年度1,680万円、22年度は熱交換器の交換を行いましたので5,932万5,000円、23年度1,827万円、24年度2,152万5,000円、25年度1,953万円でございます。

御質問の2点目、計画修繕の考え方についてでございますが、修繕工事に当たりましては、機械設備ごとに耐用年数や運転頻度などをもとに修繕工事の周期を設定して、し尿処理施設機器修繕計画を作成いたします。それに基づき、計画的に修繕

工事を実施しております。この計画を毎年、施設の点検を通じて、機械部品の損耗の程度を把握し、稼働状況も勘案する中で維持管理予算の全体費用を考慮しつつ、工事内容、修繕周期を精査し、計画的な修繕に努めております。今後は現施設での稼働年限を検討する中で修繕計画を精査し、効率的な処理施設の運転管理を図ってまいります。以上でございます。

1 1 番議員（夏目豊）

ありがとうございました。

議長（江端菊和）

ほかにはないので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第7号「平成26年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

続きまして、日程第12、議案第8号「平成26年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（下村一夫）

ただいま上程されました議案第8号「平成26年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,924万8,000円で、本特別会計予算につきましては、平成26年度に新たに設置するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

平成26年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1項1目1節の看護専門学校使用料の1,710万6,000円につきましては、看護専門学校の毎月の授業料として3期生の12カ月分と行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。2項手数料、1目1節の看護専門学校手数料の340万4,000円につきましては、看護専門学校の受験料、入学金等でございます。2款財産収入、1項1目1節の財産貸付収入の32万7,000円につきましては、行政財産有償貸付契約に基づく建物貸付料でございます。3款1項1目の繰入金の1億839万3,000円につきましては、負担金の一般会計からの繰り入れでございます。4款1項1目1節の雑入の1万8,000円につきましては、校章の売却代でございます。以上、歳入予算の合計は1億2,924万8,000円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款看護学校費、1項1目事業総務費につきましては、1億1,165万5,000円でございます。主なものといたしましては、看護専門学校の職員11人、再任用短時間勤務職員1人、臨時職員1人の13人分の経費として、2節給料5,048万7,000円、3節職員手当等3,096万2,000円、4節共済費1,701万4,000円、7節賃金104万2,000円でございます。11節需用費の709万4,000円につきましては、電気、都市ガス、水道料金などの光熱水費、施設管理用の消耗器材、修繕料などでございます。13節委託料の304万1,000円につきましては、清掃委託料を初め9件の施設維持管理委託料でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。2目看護専門学校費につきましては、1,709万3,000円でございます。7節賃金の520万2,000円につきましては、技術指導補助を行う臨時職員4人分の賃金でございます。8節報償費は、外部講師等に対する謝礼で616万3,000円でございます。13節委託料は、看護等実習を行う病院や老人保健施設等への委託料などで309万5,000円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。2款1項1目予備費につきまして

は50万円でございます。以上、歳出予算合計は1億2,924万8,000円でございます。

14ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。なお、平成26年度の主要事業の概要につきましては、資料として配付してございます、平成26年度予算の重点施策の概要の13ページに掲載しております。これにつきましても御参照いただき、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

6番議員（笹本洋）

それでは、3点お伺いいたします。

まず1点目は、6ページの1款2項1目1節でございます。看護専門学校手数料についてでございますけれども、看護専門学校入学金が計上されておりますが、平成26年度の入学見込人数は何人かをお伺いいたします。

2点目が6ページ、2款1項1目1節財産貸付収入についてでございます。看護専門学校建物貸付料はどのようなものかについてお伺いいたします。

3点目は10ページ、1款1項2目8節、入学試験問題作成等謝礼金について、試験問題作成は誰が行っているのかをお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、26年度入学見込人数でございますが、入学定数の30人を予定しているものでございます。入学金は8万円で、30人分として240万円を予算計上いたしております。

次に、御質問の2点目、看護専門学校建物貸付料についてでございますが、これは学生の利用に供するために設置した飲料水の自動販売機1台分に係る貸付料で、平成24年度に知多市におきまして、一般競争により落札した業者と長期継続契約を締結したものでございます。契約期間は平成24年10月1日から平成27年9月30日まで3年間の有償貸付契約であり、平成26年度以降は知多市から組合への契約上の地位を承継し、継続するものでございます。予算につきましては平成2

6年度分の契約予定額でございます。

御質問の3点目、看護専門学校の入學試験問題作成は誰が行っているかについてでございますが、試験問題は推薦入學試験における一般教養試験と一般入學試験での国語、英語、数学の3教科について、現在、本学校の講師に作成依頼をしております。これは、講師がそれぞれ本学校のほか大学の講師、他の看護専門学校の講師や元高等学校の教師などの経歴を持ち、経験豊かでありまして、また、本学校で教鞭をとっていただいているため、学生の学力や高等学校の学習指導要領も熟知しており、本学校に適した試験問題の作成ができるものをお願いしているものでございます。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにございませんか。

9番議員（渡邊眞弓）

2件お願いいたします。

11ページの1款1項2目8節心の相談員の事業内容について、同じく1款1項2目19節の事務連絡研修負担金の内容についてお伺いしたいと思います。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、心の相談員の事業内容についてでございますが、心の相談員は学生を対象とした相談事業で、学習方法や家庭生活に悩む学生が専門家の指導を受けることにより、心と体の健康の保持、増進を図り、良好な学習環境を創出することを目的に実施しております。相談員には臨床心理士などの資格を有する方をお願いし、月2回の相談日を設けて実施するものでございます。24年度の相談実績では10件、今年度1月まででは14件の相談がございました。

次に、御質問の2点目、事務連絡研修負担金の内容についてでございますが、事務連絡研修負担金は、専任教員の指導力強化や資質向上を図るために、看護教育学研修会や愛知県看護教育学会など7件の研修参加のための負担金で、予算説明項目では事務連絡研修負担金として取りまとめ、計上させていただいております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにございませんか。

11番議員（夏目豊）

1点お願いします。9ページの1款1項1目2節、再任用短時間勤務職員の勤務形態と業務の内容についてお伺いをします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、再任用短時間勤務職員の勤務形態と業務内容についてでございますが、再任用職員の勤務形態につきましては、1週当たり31時間、月16日のいわゆる週4日の通常時間勤務でございます。この再任用は、これまでの経験や専門性を生かし、専任教員として引き続き任用するもので、業務の内容といたしましては基礎看護技術や看護学概論を初めとする講義、基礎看護学実習などの実習指導を担当し、講義や実習指導の充実を図ろうとするものでございます。

議長（江端菊和）

ほかはないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第8号「平成26年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

間もなく正午となります。この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後 0時57分）

議長（江端菊和）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第9号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第9号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業

会計予算」について御説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量で、病床数は、一般病床502床で、内訳は、東海市民病院が202床、知多市民病院が300床、療養病床は東海市民病院の55床でございます。年間患者数は、入院患者数12万6,655人、外来患者数29万1,580人、1日平均患者数は、入院患者数347人、外来患者数1,195人を予定し、主要な建設改良事業では、新病院建設事業として131億560万円、資産購入事業として医療機器等の購入費50億5,246万円を予定いたしました。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は105億5,741万円、支出の第1款病院事業費用は109億4,119万円を予定いたしました。

2ページをお願いします。第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入の第1款資本的収入及び支出の第1款資本的支出は183億5,086万円を予定いたしました。第5条の債務負担行為は移転業務等に係る委託料で、期間を平成26年度から27年度とし、8,532万円を限度額として予定したものです。第6条の企業債は、新病院医療情報システム導入事業として11億4,000万円、新病院医療機器等整備事業として31億7,000万円、新病院建設事業として111億8,418万円を限度額として予定したものでございます。

3ページをお願いします。第7条は一時借入金の限度額を15億円といたしました。第8条は経費の流用ができる場合を、第9条は議会の議決を経なければ流用できない場合を定めております。第10条は一般会計から補助金を受ける金額を11億3,693万円といたしました。第11条はたな卸資産の購入限度額を18億1,244万円といたしました。第12条は重要な資産の取得で、新病院開院に際して取得いたします重要な資産について、4ページにかけて掲載をいたしております。詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（岡田光史）

平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

26ページをお願いします。平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算額明細書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款病院事業収益、1項1目入院収益49億9,221万円の計上は、1日平均患者数を東海市民病院の一般病床で124人、療養病床で20人、知多市民病院で203人をそれぞれ見込み、2目外来収益25億1,721万円の計上は、1日平均患者数を東海市民病院で622人、知多市民病院で573人をそれぞれ見込んだものでございます。3目その他医業収益11億6,992万円の主な内容は、個室使用料、予防接種、集団健診、人間ドック、個人健診等の収益及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。2項医業外収益は15億1,115万円の計上で、主な内容は、2目他会計補助金で、退職手当に要する経費、病院の経営健全化に対する補助などの一般会計補助金、27ページをお願いします。

4目他会計負担金で、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一般会計負担金などでございます。5目長期前受金戻入2億2,136万円は、地方公営企業会計制度の改正に伴い、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更されたことによるもので、従来、資本剰余金としておりました補助金等を負債の繰延勘定として長期前受金に計上し直し、当年度減価償却相当分を収益として振替処理するものでございます。3項特別利益は3億6,692万円の計上で、1目は過年度損益修正益で、2目その他特別利益は新病院開院準備に係る一般会計負担金などでございます。

28ページをお願いします。続きまして支出でございますが、1款病院事業費用、1項1目給与費58億6,498万円の主な内容は、常勤医師66人、看護師350人など、職員587人分の人件費でございます。なお、地方公営企業会計制度の改正に伴い、翌年度6月支給分賞与の対象期間のうち、当年度12月から3月分を3節賞与引当金繰入額及び6節法定福利費引当金繰入額として計上いたしました。2目材料費16億6,380万円の主な内容は、8節薬品費及び9節診療材料費等で、3目経費22億4,729万円の主な内容は、18節光熱水費として施設の電気・ガス料金など、29ページをお願いします。

22節修繕費として、医療機器及び建物施設などの修繕料、24節賃借料として、電子計算機、医療機器などの借上料、26節委託料として、医事業務、給食業務、施設管理運転などの委託料、30節手数料として、臨床検査手数料などがございます。

30ページをお願いします。4目減価償却費3億2,733万円は、器械備品・車両・リース資産に係る減価償却費でございます。2項医業外費用1億2,918万円は雑損失など、3項特別損失は6億5,693万円で、過年度損益修正損及びその他特別損失として新病院開院準備に要する経費、また、地方公営企業会計制度の変更に伴い、当年度6月支給分賞与の対象期間のうち前年度12月から3月分を計上いたしました。4項予備費は600万円の計上でございます。

31ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債154億9,418万円の計上は、新病院医療情報システム導入事業、新病院医療機器等整備事業及び新病院建設事業に係る借入れ、2項1目他会計出資金22億1,977万円は新病院建設及び医療機器購入等に係る出資金で、3項1目国庫補助金5,181万円は保健衛生施設等施設・設備整備費補助金で、結核患者収容モデル病室の施設整備に対する国庫補助金で、平成25年度に引き続き補助を受けるものでございます。2目県補助金5億8,500万円は地域医療再生交付金で、急性期対応医療機関整備として新病院建設工事に係る補助を受けるものでございます。4項1目長期貸付金返還金は10万円の計上でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出、1項1目建設改良費131億560万円の主な内容は、7節委託料として新病院建設工事監理委託料など、8節工事請負費として病院本体、院内保育所、立体駐車場追加の工事費等でございます。2目資産購入費50億5,246万円は新病院に配置いたします医療機器等の購入費及び32ページをお願いします。リース資産の購入費でございます。2項1目企業債償還金1億7,074万円は、東海市民病院、知多市民病院で取得した医療機器等の企業債償還元金でございます。3項1目長期貸付金は、看護師等養成施設卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に修学資金を貸与するものでございます。

今回、地方公営企業会計制度が変更されたことに伴い、予算書に必要な財務諸表等を変更いたしておりますので、主な内容について御説明いたします。

8ページをお願いします。従前の資金計画にかわり、予定キャッシュ・フロー計算書の作成が規定されましたので掲載するものでございます。

20ページをお願いします。会計に関する書類について、新たに注記することが規定された項目のうち関係分を掲載するもので、I 重要な会計方針、21ページ

をお願いします。Ⅱ 予定キャッシュ・フロー計算書等関連、Ⅲ 予定貸借対照表等関連、Ⅳ セグメント情報の開示、22ページをお願いします。Ⅴ リース契約により使用する固定資産でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8番議員（伊藤正治）

1件お願いいたします。

26ページの1款1項1目1節及び同項2目1節についてでありますけれども、入院収益、それから外来収益についてでありますけれども、昨年度比、1人1日平均収益、これ増になっています。そして、患者数は減になっています。この理由について伺いいたします。お願いいたします。

医事課長（岩堀良治）

御質問の入院収益と外来収益の1人1日平均収益の増と患者数の減の理由につきましてでございますが、1人1日平均入院収益の増の理由につきましては、当年度におきまして、東海市民病院では7対1、入院基本料等の施設基準を取得し、知多市民病院では紹介率の上昇や手術、CT等の件数が伸びていることにより、平均収益の増を見込んだものでございます。また、1人1日平均外来収益の増の理由につきましては、東海市民病院では健診部門での健診の結果、さらに検査や治療を要する方が診療部門での早期に受診できる体制としたこと、知多市民病院では入院収益と同様に、紹介率の上昇やCTの件数などが伸びていることにより、平均収益の増を見込んだものでございます。患者数の減の理由につきましては、両院ともに入院・外来いずれも本年度の患者数実績が、当初見込んでおりました予定量を下回っており、患者数の見込みを減少させたものでございます。

8番議員（伊藤正治）

ありがとうございました。

議長（江端菊和）

ほかにごございませんか。

9番議員（渡邊眞弓）

3件お願いいたします。

29ページ、1款1項3目26節自動車運行管理業務委託料の増の理由について。

2件目、同じ29ページ1款1項3目26節保育業務委託料の内訳について。

3件目、30ページ、1款3項2目47節特別損失の法定福利費の内容について
お伺いいたします。

管理課長（岡田光史）

御質問の1点目、自動車運行管理業務委託料の増の理由についてでございますが、平成25年度は東海市民病院と旧東海市民病院の中ノ池間で運行していた患者連絡バスを5月より知多市民病院まで延長し、あわせてバス1台体制から2台体制に変更する予定で委託料を計上いたしました。26年度は変更後の運行体制で1年間12カ月分の委託料を計上したため増となるものでございます。

続きまして御質問の2点目、保育業務委託料の内訳についてでございますが、現在、東海市民病院では内規を定め、育児休業取得者が早期に職場復帰ができるよう医師、看護職等を対象に、東海市高横須賀町にある病院外の民間施設において、院外保育業務委託を実施しております。平成26年度予算につきましては、現状での利用希望者及びこれまでの実績を勘案し、年間延べ4人分を年齢に応じた月額単価3万3,700円から4万1,500円で積算し、急な勤務変更などに対応できるよう一時預かり分を合わせた200万円を計上しております。

続きまして御質問の3点目、特別損失の法定福利費の内容についてでございますが、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、翌年度に支給する賞与のうち、当年度の労務の対価として負担すべき手当分及びその手当相当分の法定福利費は当年度費用として引当金に計上することになったもので、平成26年度は会計基準見直しの以降初年度で、当該引当金が未計上のため、6月に支払う賞与のうち、引当金相当分を1款3項2目46節の手当とあわせて特別損失として計上しているものでございます。

9番（渡邊真弓）

2点目の1款1項3目26節の保育業務委託料のところですが、これの利用者の自己負担額がわかれば教えていただきたいんですけども、どの程度かというのをお願いします。

管理課長（岡田光史）

利用者の自己負担額についてでございますが、利用料の約半分を病院事業で負担

しております。したがって、月額コースにおいて年齢と日数に応じて、3歳児8日コースの2万300円から0・1歳児23日コースの4万1,660円が利用者の自己負担額となっております。

議長（江端菊和）

ほかにございませんか。

11番議員（夏目豊）

4点お願いします。

ページ1、第2条の業務の予定量の特徴についてお伺いをします。

それから、3ページの第12条重要な資産の取得に関して、取得する医療機器で病院経営上一番重要で経営に大きな影響を与える機器とその特徴についてお伺いをします。

3つ目が10ページ、給料ですけれども、平成26年度中採用者数（見込）と平成26年度中退職者の（見込）の内容についてお伺いをします。

4点目が28ページ、1款1項3目18節19節、光熱水費、燃料費の病院別内訳と節減に向けた取組みについてお伺いします。以上4点、よろしくお願いします。

医事課長（岩堀良治）

御質問の1点目、第2条業務の予定量の特徴についてでございますが、(2)年間患者数及び(3)一日平均患者数につきましては、当年度における両病院の患者数実績を踏まえ、入院患者及び外来患者の見込み数の減少を行っております。特に入院患者数につきましては、東海市民病院を1日当たり144人、知多市民病院を1日当たり203人としております。こうした見直しを行う一方で、東海市民病院では健診部門からの受診体制を強化することで、診療単価の高い患者数をふやすとともに、7対1入院基本料や加算点数項目の施設基準を取得し、また、知多市民病院では、救急患者の受入れを徹底するとともに、病診連携のさらなる推進により、紹介率・逆紹介率を高めることにより両病院において、1人1日平均収益の増収を見込んだ予算編成をいたしております。また、平成26年度は診療報酬改定が行われますので、新しい診療報酬体系に沿った施設基準を積極的に取得し、よりよい病院運営ができるよう努めてまいります。

開院準備室長（下谷裕一）

御質問の2点目、医療機器の整備に当たっては、質の高い医療の提供のため、ま

た、救急医療及び急性期医療の充実のため必要な機器を整備し、医療提供してまいりますので、ひいては健全な病院経営につながるものと考えます。特に緊急性の高い脳血管疾患や心疾患の対応を強化するため、3ページの表の2段目、磁気共鳴診断撮影装置、MRI装置と言われる機器ですが、高機能な機器を導入し、迅速な脳梗塞診断等を可能といたします。次に、その下の段、上から3段目、血管造影撮影装置については、これも緊急性の高い心疾患、脳疾患等の検査や治療するための透視撮影する機器で、検査・治療時間の短縮や造影剤の量を減らすことのできる機器を整備いたします。

管理課長（岡田光史）

御質問の3点目、平成26年度中採用者の見込みと平成26年度中退職者の見込みについてでございますが、平成26年度中の採用者につきましては45名を見込んでおり、年度当初の採用予定者が32名、年度途中の採用見込み者が13名となっております。年度当初の採用予定者の内訳といたしましては、医師1名、看護師31名となっております。年度途中採用見込み者の内訳といたしましては、医師6名、薬剤師1名、看護師6名を見込んでいるものでございます。また、平成26年度中の退職予定者につきましては36名を見込んでおり、定年退職者が3名、普通退職者が33名となっております。定年退職者の内訳といたしましては医師1名、准看護師1名、事務員1名となっております。普通退職者につきましては例年の普通退職者数を考慮し、33名を見込んでいるものでございます。

続きまして御質問の4点目、光熱水費、燃料費の病院別内訳と節減に向けた取組みについてでございますが、光熱水費3億145万円の内訳は、東海市民病院が1億2,994万円、知多市民病院が1億7,151万円となっております。次に、燃料費972万円の内訳は、東海市民病院が914万円、知多市民病院が58万円となっております。また、節減に向けた取組みについては、蛍光灯の間引きや事務部門での休憩時間の消灯を初め、冷暖房の温度設定、稼働時間及びエリアの適切な管理を行い、最大需要電力であるデマンド値が契約電力を超えないよう監視制御を行うとともに、知多市民病院においては井戸水を有効活用した院内冷房や天然ガスを利用して自家発電を行うコージェネレーションシステムを活用しております。

議長（江端菊和）

ほかはないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第9号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（江端菊和）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は慎重に御審議をいただき、御議決賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

これもちまして、平成26年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

(2月19日 午後 1時24分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月19日

西知多医療厚生組合議会 議長 江端 菊 和

7番署名議員 蟹江 孝 信

10番署名議員 大村 聡